

地域計画

策定年月日	令和7年7月17日
更新年月日	()
目標年度	令和17年度
市町村名 (市町村コード)	洲本市 (28205)
地域名 (地域内農業集落名)	三木田 (三木田)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	34.0 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	29.2 ha
② 田の面積	33.3 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	0.7 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	3.5 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	0.0 ha
(参考)区域内における〇才以上の農業者の農地面積の合計	ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	ha
(備考)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

三木田地区においては、水稻を中心に玉ねぎ、白菜等の露地野菜との複合経営が中心であるが、畜産農家も相当数いることから、耕畜連携の取り組みが進んでいる。
一方で農地については、基盤整備の済んだところもあるが、農地一区画あたりの面積が小さく基盤整備が現実的ではない場所も多い。
また、農家の高齢化、さらに後継ぎのいない農家も散見され、耕作放棄地が増加している。
主にイノシシによる獣害も課題である。
一方で、少数ながら意欲のある若手農家もいることから、将来に向けて明るい兆しもある。
農業者:45名(うち50歳未満5名) 組織:農地・水環境保全隊(45名)

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

三木田地域においては、水稻を中心に野菜や飼料作物の栽培を行っている。
10年後には、現在の農業者の内の相当数がリタイヤすると考えられる。
農道や水路の管理を含め、農地をどう利用していくか考える必要がある。
少数ながら意欲のある若手も存在するため、農地の借り受けがしやすい環境づくりを進める必要がある。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1)農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
三木田地域については、兼業農家や定年帰農農家が多く、また中山間地域であることから、大きな面積を集約する経営体はない。空き農地については、意欲のある農家が引き受けることで、集約化を進める。			
(2)担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	0	%	将来の目標とする集積率
			0 %
(3)農用地の集団化(集約化)に関する目標			
地域内農地については、原則地域の担い手が借り受けて集約化を進める。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組
地域内農地については、原則地域の担い手が借り受け、効率的な農業経営ができるよう努める。 また、空き農地は意欲のある耕作者が借り受けできるよう努める。
(2)農地中間管理機構の活用方法
利用権設定されている農地の期間満了後に、農地中間管理機構を活用する。
(3)基盤整備事業への取組
一部基盤整備が済んではいるものの、様々な事情から取り組みが難しい場所が多い。 負担金の要らない基盤整備ができるのであれば検討していきたい。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組
農家の後継者の多くが農業をやらないことが想定される。一方、少数の意欲のある若手も存在するので、先輩農家が指導、支援できるよう努める。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組
現状、農業支援サービス事業者への委託はほぼ無い。 今後の状況に応じて活用する方法を考える必要がある。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☒ ⑨耕畜連携等	☒ ⑩その他

【選択した上記の取組内容】

- ①現状、市の補助等を活用しながら、侵入防止柵の設置、また狩猟免許取得者で罠による捕獲を進めているものの、イノシシの侵入による被害が散見される。今後、それらの対策をより進め、イノシシの住処となる耕作放棄地の草刈りをする必要がある。
- ②現状、農道の草刈りについて、個人単位、また町内会行事として道づくりを行っている。ため池、水路の管理については田主単位で行っている。今後、高齢化により人手不足が予想されるため、担当の見直し等を検討する。
- ⑦中山間地域等直接支払や多面的機能支払を活用し、地域ぐるみで農地等の保全・管理を推進する。
- ⑨畜産農家と連携し、耕畜連携の取り組みを推進する。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和17年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
利用者	その他農業者(42名)	水稻、野菜、飼料作物、保全管理	34.0 ha	ha	水稻、野菜、飼料作物、保全管理	30.5 ha	ha	グレー	
	耕作者未定		ha	ha		3.5 ha	ha	茶色	
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
計	2経営体		34.0 ha	0 ha		34.0 ha	0 ha		

注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。

2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。

3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。

4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。

5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。